



福島医発第 1677 号 (地)
平成 27 年 9 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」(平成 27 年厚生労働省告示第 354 号)が平成 27 年 8 月 31 日に告示され、同日付けで適用されることに伴い、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知された旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

具体的には、「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」に「パノビノスタット乳酸塩」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義表が改められました。詳細については添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件 (厚生労働省告示第 354 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について (平 27.8.31 保医発 0831 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(保 92)

平成 27 年 9 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 354 号）が平成 27 年 8 月 31 日に告示され、同日付けで適用されることに伴い、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」に「パノビノスタット乳酸塩」が追加され、留意事項通知の診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 354 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(平 27.8.31 保医発 0831 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕

○国家戦略特別区域法第十九条の二の規定による国家公務員退職手当法の特例に関する内閣官房令
(内閣官房七)

〔府令・省令〕

○幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・文部科学・厚生労働六)

〔省 令〕

○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(総務七三)
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(同七四)

○国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令(文部科学二九)

〔告 示〕

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働一三三)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示
(内閣府・文部科学・厚生労働二)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働三五一)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
(同三五二)

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(同三五三)

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件(同三五四)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(同三五五)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件
(同三五六)

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(同三五七)

○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者(同三五八)

○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(同三五九)

○福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件
(環境一〇七)

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

外国監査法人等、基本測量関係事項
関係

裁判所

免責関係
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本芸術文化振興会平成二十五年年度財務諸表、平成二十六年年度・事業年度財務諸表(独立行政法人産業技術総合研究所・独立行政法人日本貿易振興機構・国立研究開発法人港湾空港技術研究所)、平成二十六年年度・事業年度決算等(北海道旅客鉄道株式会社・四国旅客鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・社会保険診療報酬支払基金・農林漁業団体職員共済組

合・農水産業協同組合貯金保険機構・全国農業会議所)、東日本高速道路株式会社工事開始、指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

に改める。

010010xx01x00x	タラボルフイソトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年9月20日に、旧薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたもの及び平成27年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）
010010xx01x01x	
010010xx01x10x	
010010xx01x2xx	
010010xx01x3xx	
010010xx97x00x	
010010xx97x01x	
010010xx97x1xx	
010010xx97x3xx	
060010xx01x3xx	
060010xx01x4xx	
060010xx02x3xx	
060010xx02x40x	26
060010xx02x41x	
060010xx97x3xx	
060010xx97x40x	
060010xx97x41x	
060010xx99x30x	
060010xx99x31x	
060010xx99x40x	26
060010xx99x41x	

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

」 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成27年
厚生労働省告示第354号）が平成27年8月31日に告示され、同日付けで適用されることに伴い、「厚
生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施
上の留意事項について」（平成26年3月19日保医発第0319第4号。以下「留意事項通知」という。）
を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」を別紙の
とおり改める。

2. 改正の概要について

「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」のうち手術・処置等2の5に「パノビノスタット
乳酸塩」を追加する。

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		年齢、出生時体重			手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義副傷病		重症度等			
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	コード	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	フラグ	重症度等
13	0040	多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物	フルデンストレーム＜Waldenstrom＞マクログロブリン血症	C880			手術なし	99	99	手術なし						5	10	パノビノスタット乳酸塩		1	2	胸椎、腰椎以下骨折損傷（胸・腰髄損傷を含む。）	180690		
			手術あり	97			97	手術あり	5	10						ボルテゾミブ	1	2		敗血症	180010				
																5	10	ボマリドミド							
																5	10	レナリドミド水和物							
																4	9	サリドマイド							
																3	8	化学療法ありかつ放射線療法なし							
																2	6	放射線療法							
																1	5	血漿交換療法		J039					
																1	3	人工腎臓 その他の場合		J0383					
			アルファH（重）鎖病	C881																					
			ガンマH（重）鎖病	C882																					
			免疫増殖性小腸疾患	C883																					
			その他の悪性免疫増殖性疾患	C887																					
			悪性免疫増殖性疾患、詳細不明	C889																					
			多発性骨髄腫	C900																					
			形質細胞白血病	C901																					
			形質細胞腫、髄外性	C902																					